

組合員・利用者の皆さまへ

役職員の服装について

令和2年11月より「働きやすい服装の通年実施」としてスーツ着用職員は、ノーネクタイによる業務対応をいたします。

何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

JA 県央愛川の服装基準

- (1)JA 役職員として品位を失わない節度ある服装であること
- (2)金融機関として一般的にふさわしい服装であること

*1年を通してノーネクタイとします。

*スーツ・制服等を基本とします。

*必要に応じてスーツスタイル(ネクタイ着用)等とします